

川合善明 川越市長殿

福田忠博 環境部長殿  
本間優子 都市計画部長殿

川越市泉町に関する

『再々質問書』

令和二年七月七日

行政調査新聞社 松本州弘

行政調査新聞社

松本州弘

350-1103

川越市霞ヶ関東3丁目8番地13

049-237-5432  
049-237-5431

川越市泉町に関する『再々質問書』

「行政による証明」を地域全体で見届けることの重要性

― 安心して暮らせる「わが家」と「わが町」のために ―

泉町地区の開発を前に川越市では、イズミ工業(株)メッキ工場跡地整備事業で六価クロムが浸透した産業廃棄物等汚穢著しい4万トンからの産業廃棄物の撤去を確認したと云うが、当時の川越市が管理責任義務を全うしたとする全記録を確認しなければ納得できない。いや、本件問題については市が明確に公文書で行政の義務を果たしたことを証明し、それを泉町地域住人と利用者、川越全市民が見届けなければならぬのである。

なぜなら私たちは、阪神・淡路大震災や東日本大震災で世界に悲劇を伝えることになった「地震大国」に生きているからだ。地中に眠るこの種の産業廃棄物問題は、いつ揺り起こされるか判らない。

その時が来てからでは遅いのだ。市が当時適正に土地・土壌の整備を完了させた上で、民間業者による開発に関わるアセスメントや法令順守を徹底させたのかは、確認されないままだ。ことに当時であれば、平成7年の阪神・淡路大震災の傷跡も記憶に新しい。

地震被害により地中に埋められた産廃が、地盤の液状化現象などにより地表に噴出すれば、いま建っている戸建て住宅・マンション・商業施設に重大な被害を招来することも想定しなければならない。当初から嚴重かつ徹底した行政の指導監督が必要とされたはずである。

ところが川越市は本紙の公開質問に対して、適正に処理されたとする当時の書類を本紙に情報開示するだけである。それどころか現市長の川合善明氏に至っては、「私も知らない古い事を持ち出して」などと公言して憚らない。泉町の住民をはじめとする市民生活と、当地の商業施設を利用する市内外の利用客の安全や安心など、最初から念頭にもないのが川越市である。

**住民の不安を煽り、分断と対立を巻き起こしてはならない…**

**ただ、冷静に事実を見るべき時がある**

例えば、自分の居住地区近隣に不審者や凶悪事件の逃亡犯や指名手配犯の目撃情報があったなら、自治体は積極的に警戒し警察も動員する。住民も地域社会の安全のために、自主的に出来ることを話し合う。

そのような地域社会の危機に対して「なぜ住民の不安を煽るのだ」と怒る住民がいるだろうか…いないだろう。泉町の本件疑惑も同じことである。

市の執行部に対して「きちんと基礎工事をして建設された建物であるかを証明せよ」と問い質すことが、単に住民の不安を煽ることなのだろうか？ 仮にそれが不安だとすれば、その不安を払底するのは行政の責任ではない。市が「適正に処理した事実を公文書に基づいて堂々と証明してくれば良いだけのことだからである。」と意図のため「一点注射しておくが他の産廃土壌問題と同じで、いいわるい」が埋まった土地は開発してはならないという訳ではない。海に埋立地なせいで「川」が埋まっている。

ただし、そこに道路や建物を建設するからには「適正な基準値と処理」が求められる。

泉町の地下が大量の産業廃棄物積層地帯であることは周知の事実であり、その上にマンション・住宅・外食産業の各店舗・映画館等が軒を並べている。しかし産廃土壌の上に建つ、それらの建物の基礎工事が完全になされていたのが、本件最大の疑惑の一つである。

埋め立て産廃土壌に建設する建物の安全確保は、嚴重なる基礎工事である。一般的な工法を想定しただけでも産業廃棄物の積層を貫き、その下にある堅い地盤にまで杭を打ち込み、建築物の完全な安定性を保つ基礎工事が必須となる。泉町の開発で、その基礎工事が遂行され川越市がそれを確認して認可したのか。

それこそが問題なのである。つまり本件問題は「住民は問題ない安全な土地だ」と思って喜んでいるのだから、確証もないことを言っただけで住民を不安に駆り立てるのは如何なものか」という認識で見てもならない。

繰り返すが、なんの落ち度もない基礎工事の事実の確証は、これまで市から住民に開示されたことはないからだ。もちろん、本件への考え方や対応について住民同士でも見解は分かれるかもしれない。だが、これは地域住民が分裂する問題ではない。まして行政側の誘導で、住民同士が対立するような愚さは避けなければならぬ。事実とは完璧な基礎工事を行ったか行わなかったのかという単純明快な事実を、市民社会が見届けようじゃないかという問題なのである。

同時に、工場跡地の土壌汚染対策工事が完了したからといって、それで全てが終わったわけではない。一時的に環境基準値を満たしている土壌や水質の調査結果のみで、当該土地の定期的な調査を行わないことは、川越市政の責任の放棄である。六価クロムや鉛・砒素・水銀等、人体に有害な物質が現出した土地であるから、継続的なモニタリングは当然のことである。また、泉町に居住する住民のためにも必要不可欠なことである。

その理由は泉町の住民にとって、そこが「わが家」であり「わが町」だからである。

また川越市民にとっても、市民を偽る市政ではないことを見届けたいのだ。

残念ながら川越市は、イズミ工業(株)工場跡地整備を終え、それに続く泉町作りの終了以後、同地の安全確認に向けての継続的モニタリングの執行に着手しなかった。この姿勢は、川越市が行うべき市民守護任務の放棄である。自治体行政は誰の為に存在するのか、市民あつての市政である。

川越市は、市民を守る第一義より目を逸らし、18年間に渡る市民黙殺の年月を重ねたのだ。

① イズミ工業(株)の六価クロム汚染は、クロムメッキ槽の維持管理の不適切によるものと云われているが、コンクリートスラブから130<sup>mg/l</sup>という環境基準値より2,600倍も上回る六価クロムが検出されたことは、異常事態である。このコンクリートスラブは、「特別管理産業廃棄物として搬出」・「薬液マット工法により無害化にしてから管理型産業廃棄物として搬出」と二通りの方法で搬出している。

「二通りの搬出方法を行った理由」を説明せよ。また「搬出先及び搬出量に関する資料開示」を求める。

② 平成6年8月16日にイズミオール(株)と(株)間組が、市にメッキ槽周辺のコンクリート(130<sup>mg/l</sup>)や土壌(27<sup>mg/l</sup>)から検出された六価クロムの分析結果を報告に来庁しているが、このときの詳細なる「分析結果の開示」を求める。



③ 開示資料の中に「還元処理は不適」とある。なぜ還元処理は不適なのか。不適とする基準は何なのか。その「理由と詳細」を求める。

④ 工場解体工事で発生した建築廃材はどのように処理したのか。搬出したのか。あるいは埋め戻したのか。「資料の開示」を求める。

⑤ 工場解体工事で発生したコンクリートについて問う。コンクリートを砕き全てを搬出したのか、または埋め戻したのかを明確に回答せよ。当該コンクリートを粉砕し埋め戻す行為は、元々コンクリートに含有する六価クロムを再び地中へ戻すことになり、六価クロム溶出の原因ともなる。

環境省告示 46 号溶出試験に準じて環境基準への適合確認を行っているのか。「資料の開示」を求める。

⑥ 平成 9 年 5 月 26 日にイズミ工業(株)が「土壌汚染対策工事完了報告書」を提出、また平成 9 年 6 月 19 日にイズミ工業(株)が「油を含む土壌対策処理報告書」を提出した。しかし、平成 10 年 8 月 28 日の(株)東

京泉の土壌調査報告書で油水やガラが出現している。汚染対策工事が完了したにも拘わらず、油水やガラが出現した「原因の開示」を求める。また油水やガラを処置した処理作業の明確な「資料の開示」を求める。

⑦ 議会では、8,064トンの六価クロムに汚染された土壌を搬出したと市が答弁しているが、特別管理型産業廃棄物1,837トン・管理型産業廃棄物6,227トン・合わせて8,064トンであることが開示資料より読み取れる。二通りの産廃の「搬出方法を行った理由」を説明せよ。

⑧ 開示資料において、総土壌搬出量42,604.57トンに対して土壌搬出台数が3,811台と表示しているが、記録の一部しか確認できない。3,811台の「搬出記録及び搬出先の確認できる資料の開示」を求める。

⑨ 当該地より42,604.57トンもの土壌を搬出すれば、当該地表面には大きな窪地が各所に発生する。4万トンからの汚穢著しい産業廃棄物を搬出した後の窪地を補填する用土を何処から搬入したのか、

総搬入量及び搬入台数の資料の開示を求める。また搬入せぬ場合は、それらの理由と掘削跡地の窪地に  
対する「**整地工事の全容**」を知りたい。回答を求める。

⑩ イズミ工業株がメッキ工場跡地の整備事業が最終段階に至った時点、15.7 haの工場跡地の地盤の凹  
凸を平らかにする表土敷き均し工事に着手するのだが、15.7 haの表面積の内、幾平米の敷き均しをし  
たのか。また、表土に使用した「**用土の搬入量の開示**」を求める。同時に「**表土の厚さの開示**」を求める。

⑪ イズミ工業株の124カ所の土壌分析調査結果は平成7年5月31日であった。それを受けて市は、平成  
7年11月8日・10日の2日間において、特に汚染されている地点5カ所の「**土壌汚染対策確認調査**」  
を行っているが、イズミ工業株の調査結果よりおよそ5ヶ月も経過している。何故に市は5ヶ月間の放  
置後、特に汚染されていた地点5カ所のみ調査しか行わなかったのか。言うまでもなく、調査のサン  
プル数に比例して密度が高まるのであり、だからこそ当初124カ所の調査が行われた。

特に汚染されていた地点5カ所以外の場所からも六価クロムの溶出が見られることを想定し、市独自

で124カ所の確認調査を行うべきではなかったのか。この「説明」を求める。

⑫ 前回の回答では、川越市はイズミ工業㈱に水質汚濁防止法に基づく立ち入り調査を定期的に行っていたとのことだが、どのような調査なのか。また、土壤汚染についての立ち入り調査は行っていたのか。行っていたならば、どのような調査を行っていたのか。行っていないのならば、なぜ行わなかったのか。「詳細なる説明」を求める。

⑬ 川越市は、土壤汚染に精通する職員と学識者等によるプロジェクトチームを編成し、川越市の厳正なる管理体制を固め、土壤汚染調査に取り組んだのか。聞くところによれば、調査はイズミ工業㈱側独自で行い、川越市は職員のみでの立会いであったという。となれば川越市は、市としての主体性を欠く二次的立場を自ら容認していると思われる。「以上についての説明」を求める。

⑭ イズミ工業㈱跡地南側、現在、映画館・ボーリング場等が設置されているが、イズミ工業㈱撤退以前

は、(株)東京泉所有のゴルフ練習場であった。

当該地は、環境基準値より2,600倍も上回る六価クロムが検出された敷地に隣接する土地である。

川越市は当該地に対し、映画館・ボーリング場建設前の地質調査や土壌調査を行って当然である。

当該地の「地質調査や土壌調査の結果の開示」を求める。また当該地の「開発行為の開示」を求める。

- ⑮ 現泉町は以前、六価クロムを使用したイズミ工業(株)のメッキ工場が操業しており、工場撤退時にコンクリートスラブより環境基準値を2,600倍も上回る六価クロム残滓が検出され、540倍も上回る六価クロムが土壌より検出された。これなる人心を脅かす由々しき事態を市は、公表していない。当該地は、川越市長が「都市計画決定地」と宣言した以上、斯様な事態が勃発した時点、当該問題を公表すれば近隣住民による抗議等、世論を以て「都市計画決定地」の宣言そのものが撤回されることを恐れ、公表を控えたのか。とにかく、市民の福祉の向上・社会環境の整備を目的とする行政機関が都市計画を決定した工場跡地整備途上、由々しき事態の発生を何故市民に「黙秘し公表を控えたのか、理由」を知りたい。また「適正な処理を確認しております」とあるが、適正な処理をすれば公表せずともよいのか。

公表した後、「適正な処理の確認」を市民の代表たる議員立会いの下で行うべきではなかったのか。重要な問題である故に「明確なる回答」を求めらる。

また「適正な処理」とは「いかなる処理なのか説明」を求めらる。

⑬ イズミ工業株がメツキ工場内で環境保全のために行っていた事項の「記録の開示」を求めらる。

⑭ 平成7年2月10日提出の「土壤汚染に関する調査結果報告書」において、スラブ汚染の原因として、「製品搬送、着脱時の液こぼれ」「浴組成調整時、及び液補充時の液こぼれ」が上げらるる。

また土壤汚染の原因として、長期操業によるスラブの「気泡浸透・ひび割れからの液漏れ」との記載がある。これら汚染の原因となつた事項に対しての「イズミ工業株による防災対策は、あつたのか説明」を求めらる。

⑮ 工場稼働時に生ずる排水等を処理していた詳細なる「排水経路設備図面の開示」を求めらる。

①9 イズミ工業(株)では、六価クロム等危険物を取り扱う責任者の責務とは、どのようなものなのか。  
「資料の開示」を求める。

②0 イズミ工業(株)では、六価クロムを扱う従業員の健康状態を把握していたのか。  
六価クロムを扱う「従業員への健康被害は、なかったのか説明」を求める。

②1 イズミ工業(株)跡地において、各開発行為を許可した年月日、建築確認申請を許可した年月日等、「開発行為の詳細」を求める。

②2 (株)タカラレーベンや(株)東京泉が開発計画した土地に隣接する「2-25」「2-26」(公図より)の開発行為のために提出した「特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書」、及び「開発行為の詳細なる開示」を求める。

②3 市は当該土地の地層や地質、地下水脈等、当該土地の状態を「把握しているのか説明」を求める。

②4 住宅地域において、一戸建てやマンション建設の際の「土壤改良や基礎工事の詳細なる開示」を求める。

また「スポーツオーソリティ」や「トイザラス」が出店している店舗建設の際の「土壤改良や基礎工事の詳細」を求める。

②5 (株)タカラレーベンが建設した住宅・マンションを販売する際、購入者に対し当該土地は過去に六価クロムで土壤が汚染されていたことを告知せずに販売している。

これは宅地建物取引業法47条(宅地建物取引業者は、その業務に関して宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。…次のいずれかに該当する事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為…宅地建物取引業者の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすこととなるもの)に抵触する行為である。



本紙を知る一市民より「10年程前に川越市環境部や建設部は、(株)タカラレーベンの行為を認識していた」と聞くが、(株)タカラレーベンに対して行った「処置や処分の開示」を求める。もし処置や処分を行っていないならば、その「理由の説明」を求める。

②6 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準が平成11年に制定、土壌汚染対策法が平成14年に制定されているが、工場跡地整備事業に関して当該制定に市は準拠したのか。

また、この法律をどのように考えていたのか。「市の見解」を求める。

②7 平成14年6月付で(株)ピーアンドデイコンサルティングは、地歴に関する調査報告書を提出しているが、同じく平成14年5月に新法が制定されている。この「新法に対し、如何ように対応」したのか。

②⑧ 川越市は、昭和63年狭山市の工場からシアン化合物が流出した事故を受けて、防止対策のためイズミ工業㈱に施設改善のため防液堤等を指導したが、どのような施設改善だったのか「資料の開示」を求めらる。

②⑨ 工場敷地内の開発に於いては、土壤汚染が検出された場合、汚染土壤あるいは汚染水が外部に流出しないような処置をするのが一般的である。この場合、遮蔽などの囲い込みはなされているのか。

「資料の開示」を求めらる。また遮蔽などの囲い込みがなされていないのであれば、その「理由」を求めらる。

③⑩ 川越市は、平成7年4月に周辺土壤調査・周辺地下水を調査し、影響がなかったことを確認しており、再調査について実施の予定はないとの回答である。当該地は環境基本法・土壤汚染対策法がすべて達成されており、無害化されているとの認識でよいのか。特に再調査をしないとのことであるが、現行法では観測井を設け継続監視調査をする事になっているが、川越市は18年前の測定で永久に問題がないと判断しているのか、「明確に回答」せよ。

また一時的に環境基準を満たした調査結果のみで、それ以後のモニタリングを行わないことは市の責任の放棄であり懈怠でしかないと思われるが、この点の「市の見解」を併せて述べよ。

③1 イズミ工業㈱のメッキ工場 15.7 ha の広大な敷地は、元々は水田地帯で地権者との合意で川越市による産業廃棄物を廃棄した指定地域であった。この長期に渡る産廃の廃棄は、数十万トンにも及び当地の産廃指定地域は満杯となった。川越市は汚穢せる当該地をイズミ工業㈱に対し工場誘致を図った。

汚穢した地所を誘致する以上、購入者側の心を動かす有利な条件を添付しなければ購入する側は腰を上げまい。交渉の内容・詳細は判明せずとも、産廃指定地の汚穢たる地所を川越市の要望に答えて取得するとなれば、イズミ工業㈱側の意向、条件を川越市は当然受託したであろう。

それら細部に関する内容を現川合市長は知らずとも、川越市によるイズミ工業㈱に向けた商談は成立したのである。川越市は以降、イズミ工業㈱に感謝の意を表し、優遇したという。それは当然であろう。汚穢せる 15.7 ha もの広大な土地を引き取ってくれた企業に対する感謝の意であろう。

イズミ工業(株)は川越市に依頼し、更に産業廃棄物8万トンを廃棄させ、その上を盛土し工場敷地整備工事を完了後、自動車部品のメッキ工場を立ち上げたのである。

本紙が『追跡【川越市泉町の土壤汚染疑惑!】(2020年6月9日掲載)』でも触れたが、川越市は当工場跡地を「都市計画決定地」と定めている以上、工場跡地が町となり…そこに居住する市民の後顧の憂いなきよう、イズミ工業(株)工場跡地の整備に関しては、**嚴重・厳密・厳格なる管理体制を敷かねばならなかった。**「**学識者を加えた厳正なる専門調査チーム**」を以て工場跡地15.7haに渡る敷地に、不適切に廃棄された毒性の廃液・廃棄物等が浸透した土壤の掘削調査、徹底した六価クロム等の汚染土壤調査を川越市独自の体制を以て何故に徹底調査し得なかったのか。

これら川越市が徹して履行すべき理由は、幾度も述べるが川越市が当該地に対し「**都市計画決定地**」を宣言したことに他ならない。メッキ槽周辺コンクリートより環境基準の**2,600倍**、その直下の土壤より拡散した**540倍**もの猛毒が工場跡地より検出されるなどのことは、メッキ工場の職場管理がいかに杜撰であつたかを如実に物語っている。

工場の跡地 15.7 ha の表土の下部は、産業廃棄物の積層地帯、そのメッキ工場の跡地からは六価クロムの廃液、人体に悪影響を及ぼす物質が所々に排出するなど、異常なメッキ工場跡地が川越市による「都市計画決定地」の宣言によって町となる。

なれば川越市は将来当地に住み暮らす人々、その多くの市民の為に市によるプロの調査チームを設定し、徹底した管理・監視を敷き工場跡地整備工事に手落ちなきよう厳密なる調査体制を整え、活発に活動する実動部隊を以て川越市政による市民守護体制を確立すべきであった。川越市はイズミ工業㈱に甘かった。川越市は厳正なる市民守護の義務を疎かにした。

斯様な推移を歴て、泉町の現在がある。現在の泉町は、商業地区には大型スーパーマーケットや娯楽施設、住宅地区には高層マンションや戸建住宅が立ち並ぶ町となっている。市内外から多くの人が集まり、多くの住民が居住する地域なのだ。

川越市は工場跡地の土壌汚染対策を業者任せにし、過去に地中に廃棄浸透した六価クロム等、人体に影響を及ぼす悪性物質は除去したとの業者による調査報告で満足した事実は許容できない。

以後、川越市はこれら事実を18年間に渡り市民を前に沈黙を決め込んできた。

泉町に住まう川越市とイズミ工業(株)との関係を知る市民の存在とは別に川越警察の許可を得て、(株)カラレーベンが建てたマンション付近の地盤を掘削したときに立ち会った証人もいる松元氏は、掘削のツルハシを入れた途端に産廃とコンクリート片が露出したと本紙に伝えている。

いずれにしても川越市は、土壤汚染対策法にも基づく対応を取らなければなるまい。市民の安全を保つためには、川越市は土壤や地下水の継続的なモニタリングを行うことは、行政必須の作業でなければならぬ。以上に関し、「川越市の総体的見解」をお尋ねする。

- ③② 令和2年1月14日付で川越市に提出した「公開質問書」に関する、令和2年3月17日付の市の回答書には、「調査したところ、事実関係は判りませんでした」乃至「把握できませんでした」等の記載が散見されるが、これら文言の記載はおよそ行政の市民に対する説明責任を果たした回答とは言えない。行政は、市民の質問に対して「事実関係が判るまで調査して回答します」乃至「把握できるまで調査を継続します」と回答する義務がある。

市は例えば、市税滞納者については個別具体的に時期も遡及し督促しても応じなければ、財務調査をし法務措置を講じて滞納市税の回収を果たすのであり、本質問書に記載した内容のように行政の不都合に関しては「判りませんでした」で、終了して許されることはない。

従って、本書「再々質問書」に記載した全ての質問事項に対する市の回答の基本的姿勢として、「調査したところ、判りませんでした」とは具体的にどのような調査をしたのか、また本書質問に対する回答に向けた「調査」乃至「準備」を継続する意思の有無も、明確に回答書に記載するよう求める。

また川越市の行政方針として、事案が何であれ「判りません」という状態で回答を放置して瑕疵がないとするならば、その行政態度を裁可する市長自身による回答として「市民が納得する説明」を求める。

以上

当該「再々質問書」が貴市へ到着してより20日以内に、当行政調査新聞社に回答を御送付して戴くか、御電話で御連絡戴きましたなら、御回答書を書き置きに貴市担当窓口にて伺候致します。

宜しくお願い申し上げます。